

No. 1

# 海外手当等に関する調査報告書

平成8年11月

国際協力事業団

青年海外協力隊事務局

JICA LIBRARY



J1134531(1)

青年派 1

CR(3)

96-13



## 序 文

青年海外協力隊の派遣は、1965年に開始されて以来31年を経過し、派遣隊員数も約1万6千人を超えるに至っています。この間、海外手当も派遣開始当初の各国一律150米ドルから平成8年度の各国平均421米ドルまでに国毎の状況に応じそれぞれ増額改定がなされてきました。

近年の協力隊事業を取り巻く内外の環境は、事業発足当時とは大きく変化しており、平成7年の事業発足30周年を契機に、これまでの事業のあり方について抜本の見直し作業を行っているところであり、隊員の海外手当についてもこの事業見直しの一環として検討をして行く必要があると考えています。

かかる背景から、本報告書は今般海外手当の見直しを進める上での検討に資するため、これまでの海外手当の変遷、状況変化をまとめると共に、他国ボランティア機関の協力により入手した各機関の海外手当等に関する情報をとりまとめたものです。海外手当に関する情報の集大成として今後の業務に引き続き活用できるものと考えます。

最後に、本調査にご協力をいただいた関係機関及び関係各位に対し、心から感謝の意を表します。

平成8年11月

国際協力事業団  
青年海外協力隊事務局  
事務局長 高橋 昭



1134531 (1)

# 目 次

1. 青年海外協力隊の海外手当等について .....	1
1-1. 青年海外協力隊の海外手当等の現状 .....	1
1-2. 青年海外協力隊の海外手当等の変遷 .....	3
2. 主要各国ボランティア機関の海外手当等について .....	10
2-1. 主要各国ボランティア機関の海外手当等の現状 .....	10
2-1-1. 米国平和部隊 (APC) .....	10
2-1-2. 英国 (VSO) .....	11
2-1-3. 仏国 (AFVP) .....	12
2-1-4. 独国 (DED) .....	12
2-1-5. 韓国 (KCV) .....	13
2-1-6. 国連 (UNV) .....	13
3. 青年海外協力隊の海外手当に対する基本的考え方 .....	14
4. 主要各国ボランティア機関の海外手当に対する基本的考え方 .....	19
4-1. 米国平和部隊 (APC) .....	19
4-2. 英国 (VSO) .....	20
4-3. 仏国 (AFVP) .....	21
4-4. 独国 (DED) .....	21
4-5. 韓国 (KCV) .....	21
4-6. 国連 (UNV) .....	22
5. 青年海外協力隊と主要各国ボランティア機関の海外手当との比較 .....	24
別添：資料集 .....	28



## 1. 青年海外協力隊の海外手当等について

### 1-1. 青年海外協力隊の海外手当等の現状

隊員の海外手当は、現地生活費、住居費、複利費からなり、隊員ハンドブック（平成8年度版）には次のように記載されています。

#### (1) 現地生活費

##### (ア) 趣旨

隊員はボランティア精神に則り、経済的利益、見返を求めず、自ら進んで民衆とともに開発途上国の国造りに自分の持てる力量を注いでいくことが求められます。従って、隊員が現地で支給を受ける『現地生活費』とはその名の通り給料や報酬ではなく、任地での生活費です。そして、協力隊のモットーである民衆指向に基づき、その生活費の額は任国の物価や公務員給与などを参考にしながら任国ごとに厳しい線で堅持されています。

##### (イ) 生活費の範囲

食費、被服費、光熱水料費、交際費、日用品代等の通常の生活経費の他、少額の日常業務にかかる通勤・交通費、通信費、資料費（例えば、新聞、書籍購入費等）、事務用品、銀行引出手数料等も現地生活費に含まれます。

##### (ウ) 送金

通常、着任直後に隊員は受入国で銀行口座を開設します。事務局は口座開の連絡を受けて、原則として直接隊員名義の口座に、各四半期末（3月末、6月末、9月末、12月末）に3カ月分の海外手当を一括して電信送金します。なお、一部の派遣国においては、東京三菱銀行信託会社ニューヨーク支店に口座を開設していますが、その場合には訓練終了時の赴任前オリエンテーションにおいて口座開設の手続きを行います。

#### (2) 住居費

##### (ア) 趣旨

隊員の住居は、大部分の受入国において派遣取極で受入国政府から提供されることになっています。住宅の供給事情等でその提供が受けられない、或は受入国からの住居費の支給額では不十分な場合もあり、その対処措置として住居手当が設けられています。派遣取極に記載されていながら受入国政府から住居提供がなされない、或いは提供される場合でも立地的に治安上問題がある等の場合には現地事務所が交渉します。なお、隊員が提供される予定の住居（accommodation）には、生活していくための基本的な家具等（ベッド、テーブル、椅子、机等）が含まれていることを意味しています。従って、提供された住居に基本的な家具がまったくない場合もありますが、その場合は配属先に要求して下さい。また、各々の配属先は予算等諸々の問題を抱えているのが通常です。同一国内ではあっても、提供される住居の質にバラツキが生じることがありますが、基本的な家具等についても相手側の基準を満たしていれば、それ以上要求するのは望ましくないとと言えるでしょう。

(イ) 住居手当の上限と支給

前述の現地生活費と同様、国ごとに民衆の住居と乖離することのないよう上限額を設定しています。事務所は隊員からの申請を検討し、上限内で住居費を隊員に支給します。

(3) 福利費

福利費は直接隊員に支給されることはなく、後述する隊員等共済会の掛金に支払われます。

また、現行の現地生活費についてその他の事項を上げると以下のようになります。

- ①原則的に、任国内での差は設けず、一国同額支給としている。
- ②すべて米ドル建て支給としている。
- ③日本の青年が海外で生活すること前提に協力隊独自の基準を設け、支給額を設定している。

以上のほかに任国在任中に支給される経費としては、健康管理手当（隊員申請により任国の区別なく一律に同額を給付）、任国外研修旅行旅費（隊員申請により交通費「上限834\$」+滞在費361\$「健康管理手当と同額」）がありますが、任国外研修旅行の滞在費を支給された者は健康管理手当の支給を受けられません。

また、隊員個人への支給経費とは性格が異なりますが、隊員活動を支援するための隊員支援経費（隊員申請）が設けられ、支援機材の購入等に使用されます。



## 1-2. 青年海外協力隊の海外手当等の変遷

### 1-2-1. 海外手当（現地生活費）支給の流れ

#### (1) 一律額支給時期（昭和40年～昭和47年）

この時期は協力隊員の派遣初期に当たり、何事を行うにも手探り状態であり、かつ派遣国も昭和47年で9カ国と少なく、隊員の年齢やキャリアおよび派遣国の経済状況に関係なく一律額を支給した。昭和40年の協力隊創設時、諸規程を整備する際、海外手当についても様々な意見が出されたが、政府事業として優秀な多くの若者を集めるには然るべき待遇をすべきであるということになり、現地生活費は、一律に150\$とすることになった。しかし、その後の見直しの結果昭和44年、支給額を150\$から170\$に20\$アップした。

また、170\$という現地生活費は、昭和44年から昭和47年までの4年間堅持され、俗に「協力隊170\$の哲学」と言われた。これについては、協力隊第2代事務局長伴正一局長が『ボランティア・スピリット』に書かれているので要旨を後述することにする。

#### (2) 右肩上りの増加時期（昭和48年～昭和63年）

昭和48年のドル切り下げ、変動相場制移行、受入国の通貨切り下げ、オイルショック後の世界経済の影響等により、特に開発途上国の物価上昇、為替変動が隊員たちを直撃した。

そこで、新規に数か国への隊員派遣が開始されることに伴い、昭和48年度より隊員派遣国の経済状況を考慮して、国別の海外手当を決定する方法が採用された。この年以降、毎年改定作業が進められ、協力隊独自に隊員たちや駐在員からの声を聞き海外手当に反映させていくこととなった。他方、当初は他の国際機関等の決め方を参考にしたが、日本人の文化、食習慣に対しほとんど参考にならなかった。

また、この期間は、昭和49年に国際協力事業団が設立され、外局として位置付けられていた協力隊事務局も事業団の1部局として一本化された時期であり、昭和57年までの協力隊派遣システム整備時期を経て、昭和58年から昭和60年までの3年倍増期、というような基盤固めと今後の飛躍に向けられた準備期間でもあった。

右肩上りの傾向は昭和48年から昭和60年までどの隊員派遣国も同じ傾向であり、手当額が約2倍前後に増加していると共に、開発途上国の物価変動にも大きな変化があった。

#### (3) 一律額加算期（昭和51年）

昭和51年の現地生活費の見直しに当たり、それまで隊員支援経費として支給してきた経費の内、少額の交通費や資料費・事務用品費等については、隊員の現地生活費に含めて支給することが、事務の合理化や経費の効率的利用になるとの判断から、これらの経費を約10\$と考え、また、通勤経費として新たに10\$を加えた合計20\$を全派遣国一律に増額した。（ただし、タンザニアだけは、30\$）

(4) 隊員派遣3年倍増期以降（昭和58年～昭和63年）

昭和58年から昭和60年までの3年間に派遣隊員数を倍増しようと計画、昭和57年の431名から昭和60年には804名となり、ほぼ目標を達成することができた。この倍増期は協力隊事業にとって意義深い節目であり、その後の昭和61年から平成7年までの10年間で26カ国の新規派遣国が追加されることになり、事業が大きく拡大されることとなった。

そして、各新規派遣国には、個別の海外手当が設定されることとなった。

(5) 現地生活費減額期（平成元年）

昭和58年以降、協力隊派遣事業が拡大する中、この年に現地生活費の抜本の見直しが行われ、協力隊事業発足以来初めて減額を含めた改定が行われた。

これは、毎年実施された隊員生活等関連調査の結果、年々増額されてきた現地生活費ではあるが、隊員の生活実態よりもかなり高額となってきた派遣国が散見され、隊員の生活が華美に流れ、現地住民から乖離することを避けるため、減額措置に踏み切ったのである。

ただ、急激な減額は隊員生活に与える影響が大きいとの判断から、3～5年間に段階的に減額する方法が取られた。

しかしながら、翌年の平成2年以降は減額対象国の経済状況悪化等の理由により、特に減額措置は行われず、据置となった。

(6) 新システム導入・定着期（平成元年～現在まで）

平成元年に抜本の見直しの結果、減額を含めた改定が行われたが、見直しを行う際、隊員の生活実態から査定された現地生活費の考え方から、以下の2点を考慮した積算表により現地生活費を決定する方法を導入し、改定作業を行うこととなった。

- ①外国人である隊員が2年間、現地にて生活するのに必要なものを積み上げて現地生活費とした場合、どのような額になるか。
- ②隊員の現地同僚（大卒27歳、公務員）の月額給与をベースに、隊員が現地生活を開始するための経費（生活基盤整備費）、通信運搬費・交際費の他、教養費等の経費を含めた場合、どのような額になるか。

\* (1) (2)については「青年海外協力隊の歩みと現状—その20周年—」を参照した。

※ 昭和40年の派遣から現在までの節目となる時期の海外手当に関する文書を資料として添付するので、参考として頂きたい。

- ① 伴局長からザンビア隊員へのレター：（昭和48年11月）
- ② 海外手当の改訂について：国協（青地）第9058号（昭和51年9月）
- ③ 「協力隊の現地生活費の抜本の見直し」について：（合）第01-036号  
（平成元年9月）
- ④ 海外手当の改定について：（合）第01-072号（平成2年3月）

## 1-2-2. 協力隊員海外手当基準の移り変り

### (1) 昭和40年～昭和43年

全隊員派遣国に一律額(150\$)を支給。

協力隊事業創設時の昭和40年、大卒初任給(全業種の男子、日経連初任給モデル賃金調査)は月額25,277円であり、隊員の海外手当150\$は当時の1\$=360円で換算すると54,000円となり、かなりの高級取りになるとの意見もあったが、専門家や民間企業の海外勤務者から比べると、ずいぶんと低い金額であった。これは、ボランティアとは言え、海外での活動を行うことはまだ一種の危険を伴うと言う感覚があり、海外手当を低く設定すれば、隊員が集まらないのではないかと考えたことにも起因している。

やはり、政府事業として派遣する以上は、然るべき待遇をすべきであるということであった。

### (2) 昭和44年～昭和47年

基本的考え方は、これまでと同様であるが、隊員派遣国の物価上昇等の経済状況を考慮して、20\$アップ、170\$とした。

この間、支給額の増額を行わず、俗に「US170ドルの哲学」と言われる。

### (3) 昭和48年以降

隊員派遣国別の経済状況を考慮し、国別に海外手当(現地生活費)を設定する方法が採用される。海外手当の改定作業は毎年行われることになるが、協力隊独自に隊員たちや駐在員からの声を聞き、海外手当に反映させている。当初は他の国際機関等の決め方を参考にしたが、結局は参考にならず、隊員・駐在員たちの感覚に負う方法を採用した。

ただし、これまでの「1国1支給額」は、マレーシアにおいて東マレーシア(サバ・サラワク州)と西マレーシア(半島)の地理的条件や経済的条件の甚だしい格差から異なる手当額が設定されたことにより崩れ、唯一このマレーシアのみが現在でも二重の手当額となっている。

また、昭和48年11月、ザンビア駐在員からの再三にわたる海外手当増額の要請や隊員からの海外手当不足との報告を受けて、伴正一局長は、ザンビア隊員に対し、海外手当を据え置くことを熟慮の結果決定し、生活水準を民衆レベルに少しでも近づける努力を促す旨の文書を発信した。

### (4) 昭和63年前後

(ア) 現地生活費の改定検討対象国とする判断基準

① 在外事務所から改定要望があった場合のみ。

② 現地生活費等アンケートにて30%以上の隊員が不足感を訴えた場合。

(30%以下であっても都市在住隊員の生活状況が逼迫していると判断される場合は、配慮が必要。)

③ 月平均支出状況報告において平均95%以上の支出状況を見ている場合。

④ USドルと任国通貨の交換レートが前回調査時より5%以上変動した場合。

⑤ 物価上昇対前年度比(USドルベース)5%以上の場合。

(イ) 現地生活費の改定額幅についての基準

- ①基本的には在外事務所の要望額を参考とする。
- ②為替レートによる受領額の変動については、それを調整する額に改定。
- ③物価上昇率については在外事務所の報告を国連等の資料で査定する。

(ウ) 住居費の改定対象国とするか否かの判断基準

- ①在外事務所から改定要望があった場合のみ。

(エ) 住居費の改定額幅についての基準

- ①家賃の値上がり、あるいは住居費を改定しないと入居可能な住居がない場合、在外事務所の要望額をそのまま採用する。

- ②すでに隊員が自己負担している場合には、自己負担をなくす額に改定する。

※昭和63年7月の総務庁・行政監察の勧告の中に「海外手当・住居手当等生活上の支援が不十分であるなどの指摘も見られた。」等の記載があった。

(5) 平成元年9月

「協力隊の現地生活費の抜本的見直し」が行われ、そのための現地生活等の調査が行われた。

平成元年度、隊員派遣以来初めて減額を含む生活手当の改定が行われた。

減額された国：中国、ジョルダン、シリア、タンザニア、ザンビア、パラグアイ、ペルー、フィジー (8カ国)

増額された国：ジンバブエ、ジャマイカ (2カ国)

(6) 平成2年3月

(ア) 現地生活費見直しの基本考え

- ①現地公務員給与が参考となる国 (US200ドル以上) にあっては、「隊員が共に仕事をしている (最も長い時間を共に過ごしている) 配属先同僚の公務員の27才 (隊員平均年齢) 時点での給与」に生活基盤設定に必要な調度品及び通信費、教養費、交際費等「外国人があるが故に必要とされる経費」を加算し設定。
- ②現地公務員給与が参考とならない国 (US200ドル以上) にあっては、隊員の生活費支出実績、物価調査積算表及び在外事務所積算査定を参考に必要経費を分析算出し設定した。

(イ) 改定幅

隊員が急激に大きな苦痛を感じないように配慮し、改定幅の上限を現地生活費の10%もしくは、US30ドル以内とした。

この基本的考えは、平成2年5月の協力隊事業運営委員会にて説明された。

(7) 平成5年

(ア) 現地生活費増額改定の対象条件を以下のように改定・追加した。

- ①首都隊員の生活費平均額が現行現地生活費を上回る場合
- ②「生活関連用諸調査 (隊員用)」にて現地生活費が不足とする隊員が40%を越えた場合
- ③持参金の隊員が40%を越えた場合
- ④家族送金の隊員が10%を越えた場合

⑤クレジットを使用する隊員が10%を越えた場合

(現職参加の隊員が多い国は慎重に対応する)

⑥実質物価上昇指数を使用し、この指数が100以上となった場合

⑦エンゲル係数が30%以上となった場合

⑧他国ボランティアの現地生活費は協力隊員の現地生活費を決定する際に迷う場合の参考とする。

⑨27~28才の現地公務員の平均給与額について、その中に住居手当が含まれている場合はこれを除き他に別収入、現物支給があればこれを加算する。

#### (8) 平成6年

##### (ア) 現地生活費の改定基準

①エンゲル係数が45%以上の国は増額対象とする。

②現地生活費の充足度に関し「十分」「ほぼ」「普通」の合計が60%以上は減額対象、49%以下は増額対象とする。

③上記②は隊員の主観によってかなり左右されるので、極端に多いまたは少ない隊員の支出は除外、または是正し、[十分=5、ほぼ=4、普通=3、少や=2、不足=1]として首都隊員の平均を算出し、3.3以上は減額対象、2.7以下は増額対象とする。

④実質物価上昇率が、110以上は増額対象、90以下は減額対象とする。

#### (9) 平成6年8月(会計検査院用資料)

##### (ア) 海外手当改定の基準

①海外手当が隊員の平均生活費を下回る場合は、海外手当を増額改定の対象とする

②海外手当が隊員の平均生活費を上回る場合、実質物価上昇率が上昇傾向(10%以上)にあれば現行海外手当を据置、実質物価上昇率がマイナスもしくは横ばいであれば現行海外手当を減額対象とする。しかし、これは硬直的なものではなく、日本とは異なり変わりやすい派遣国の経済状況等を考慮し、在外事務所の報告等を参考にする。

##### (イ) 海外手当の改定の方法

①隊員の生活費の平均額(以下「平均生活費」という)は、首都部と地方部に分けて平均生活費を算出するが、一般的に首都部の物価が高いので、下記の条件に該当する場合に首都部の平均生活費を基準とする。

1) 首都隊員の平均生活費が現行海外手当を上回り、かつ対前年比実質物価上昇率がプラスとなる場合で、次の(a)(b)(c)のいずれかに該当する場合には、海外手当増額検討の対象とする。

(a) 海外手当の不足を訴えるものが40%を越えるとき。

(b) 海外手当の不足分を本邦から持参した自己資金で賄う隊員が40%を越えるとき。

(c) 生活費不足分を家族からの送金によって賄っている隊員が15%を越えるとき。

2) 首都隊員の平均生活費が現行海外手当を上回り、対前年比実質物価上昇

率がプラスであっても上記(a)(b)(c)のいずれかも該当しない場合は、据え置きとする。

ウ) 首都隊員の平均生活費が現行海外手当を上回り、対前年比実質物価上昇率がマイナスとなる場合は、据置とする。

1) 首都隊員の平均生活費が現行海外手当の90%以上100%未満の場合で、上記(a)(b)(c)に該当する場合は据置とする。

ハ) 首都隊員の平均生活費が現行海外手当の90%以上100%未満の場合で、上記(a)(b)(c)のいずれにも該当しない場合は減額を検討する。

カ) 首都隊員の平均生活費が現行海外手当の90%未満となる場合は、減額を検討する。

### ②海外手当を決定する際のその他の参考資料

ア) エンゲル係数が38%を越えるとき。

イ) 各国ボランティア機関の海外手当。

ウ) 国連等の統計資料。

1) 現地公務員の給与実態については、給与実態と生活必要収入に整合性が見られない国と、給与の著しい伸びにより基準となり得ない国が増えてきていることにより現在ではあくまでも参考の指標として取り扱っている。

### ③その他留意事項

ア) 隊員が作成した諸調査を確認する際に、隊員に係る生活費の標準偏差を算出し、レンジ外に該当する隊員の生活費は対象外とし、事務局にて平均生活費を算出する。

よって、上記①のイ)に該当しなくなる場合もあるが、この場合は改定の対象としない。

イ) 上記①のイ)に該当しても、生活費内訳の内、嗜好品代、備入費、余暇活動費の比率が大きい場合は、これらの平均額を採用し、事務局にて平均生活費を算出する。

## (10)平成7年

### (ア)現地生活費の改定基準。

①「生活関連用諸調査(隊員用)」にて不足とする隊員が40%を越えた場合は、増額対象とする。

「生活関連用諸調査(隊員用)」にて「十分」「ほぼ」の合計が40%以上の国は減額対象とする。

②持参金の隊員が40%以上の場合、増額対象とする。

③家族送金の隊員が10%以上の場合、増額対象とする。

④クレジットの隊員が10%以上の場合、増額対象とする。

⑤実質物価上昇率が10.0%以上となった場合、増額対象とする。

実質物価上昇率が100%未満は減額対象とする。

⑥エンゲル係数(首都、地方、農村、のうち高いもの)が40%以上の場合、増額対象とする。

以下の3点の記述は無くなっている。

- ①首都隊員の生活費平均額が現行現地生活費を上回る場合。
- ②他国ボランティアの現地生活費は協力隊員の現地生活費を決定する際に迷う場合の参考とする。
- ③27～28才の現地公務員の平均給与額について、その中に住居手当が含まれている場合はこれを除き他に別収入、現物支給があればこれを加算する。

## 2. 主要各国ボランティア機関の海外手当等について

### 2-1. 主要各国ボランティア機関の海外手当等の現状

#### 2-1-1. 米国内平和部隊（APC）（資料集のAPC資料参照）

アメリカと派遣先地との間の赴任・帰任に必要な旅費（任期を1年以上延長する場合に与えられる一時帰国の往復旅費も含む）、医療・保険費及び医療保険以外でボランティアに支給される手当には次のものがある。

##### ①「着後手当（Settling-in allowance）」－現地到着後に支給

新任ボランティアに対し着任後初期に必要な生活用品等を現地調達で準備するための経費として支給する。購入した物品はボランティアの個人的な所有物となるが、活動任期終了時、公的機関または他のボランティアに寄贈することを推奨している。

また少なくとも年に1度は支給額と着後手当の意図が平和部隊規定と合致しているか検討を行う。そのために最近の物価と現地購入可能品目の現地調査を行い、現地事務所長は会計年度1年につき10%以下の増額であれば認可できるものとする。10%を越える増額は本部の承認が必要となる。

##### ②「生活手当（Living allowance）」－毎月の最低限の生活を保証

任国滞在中の生活を支えるためにボランティアに支給される経費で以下の内容が考慮されている。

- (a) 住宅手当、 (b) 基本生活用品、 (c) 便宜依頼経費、
- (d) 日用雑貨品、 (e) 衣類、 (f) 食料、 (g) 余暇活動費
- (h) 通勤・交通費、 (i) 資料費、 (j) 通信・事務用品等
- (k) 家事手伝い雇用費（場合により含める）

生活手当では現地通貨にて支給される。

また、少なくとも年に1度は現地生活費調査を行い、現地事務所長は会計年度1年につき10%以下の増額を許可できる。10%を越える増額は本部の承認が必要となる。

##### ③「休暇手当（Vacation Leave allowances）」

2年間の任期中に45日間の休暇とこれに付随する国内または国外旅行の経費として支給される。

休暇手当の支給は通常、生活費の支給と同様に扱うが、通貨両替問題等が生じる場合は現地事務所長の判断にて現地通貨以外の通貨で支給できる。

##### ④「日当（Daily allowance）」

任国以外の活動地に到着した後の食費、宿泊費、雑費に充当される経費。

##### ⑤「旅費手当（Travel (on route) Allowance）」

旅程が決まった任国外への旅行中の臨時費用に充当される経費。

##### ⑥調整手当（Readjustment Allowance）

「帰国一時金及び国内積立金」に相当するもので、任期中に力概で積立られており任期終了時に積立額と利子から税を差引いた額が支給される。基本的にはアメリカ到着後に支給され、次の就職・定着のための資金に当てられることになっているが、任地出発前に帰路の渡航費用として全体の3分の



1の額を引き出すことができる。

## 2-1-2. イギリス海外ボランティア・サービス (VSO)

(資料集のVSO資料参照)

ボランティア経費はVSOと受入国の双方が負担する。

<VSO負担分>

①赴任前支度金 (1996~97=505ポンド)

②ボランティアの往復旅費 (荷物は25kgまで)

③受入国内でのVSOに関する出張、会議、研修及び医療 (承認された場合) に係る旅費

④中間旅行費: 2種類の支給額と付加手当がある。

活動期間が18カ月未満の場合は対象外であり、通常2年の任期を終了する予定で1年経過する頃に申請があった場合に支給される。支給額は派遣国によって異なる。また現地通貨、口座振込、TC等で支払われる。任期延長期間も申請できるが、延長2年間に1回(3年目頃)である。

⑤任期延長手当

申請ベースで延長期間によって支給額が異なる。また現地通貨、イギリスの口座へ振り込む、TCで支払われる。6カ月以上延長する場合、健康診断を必ず受けなければならない。健康診断を受けない場合は任期延長手当は受けることができない。歯の治療やその他の治療を行えるが400ポンド(または相当の通貨)を越えてはならない。

⑥医療費

受入国が負担できない医療経費に対して支給。

⑦現地語学訓練・現地説明に係る経費の負担

派遣国によりその期間が3日から10週間と異なる。またこの期間の飲食費は含まない。

⑧現地傷害保険料

受入国内の傷害保険 (ボランティア1人につき最高1000ポンド/年) に加入。

⑨雑経費 (ピザ、その他申請等)

⑩任期終了手当

帰国後の社会復帰のための支給される経費。支給額は資料集参照。

任期終了手当は帰国後に支給されるのが一般であるが、帰国前に支給を受けることも可能。その場合、現地通貨、本国口座振込、TCで支給を受けることができる。

⑪場合により、ボランティアに交通手段 (自転車、バイク、車及び主要部品) を貸与するが、維持管理費及び通常保守費はボランティア負担とする。

⑫生活必需品補填経費

少数の派遣国にはこの経費があり、経費支給の場合と物資 (バック) 供与の場合がある。

#### ④ V S O 小規模支援基金

配属先支援経費として、ボランティア自身による申請にて最高100ポンド換算の現地通貨を供与。

#### <受入国負担分>

- ① 在外事務所と受入国によって設定された現地レベルの生活手当（月額）の全額あるいは大部分
- ② 住居の提供
- ③ 赴任地での業務上の交通手段（出張経費を含む）
- ④ 医療費あるいは政府医療サービスの提供
- ⑤ 年間最低3週間の休暇または相当額

以上の項目について受入国がどうしても負担できない場合はV S Oが補填する場合がある。

#### 2-1-3. フランス発展ボランティア協会 (AFVP)

(資料集のAFVP資料参照)

手当・渡航費、研修費、住居、交通手段、業務上必要な物品類は全てAFVPによって負担される。ボランティアの手当は派遣国によって異なる。

この他、帰国時に一時金がAFVPより支払われる。

医療・障害保障は、国民役務による法定期間に入っているボランティアを除き、AFVPの在外ボランティア保障によって100%賄われる。

また帰国後の失業保険も3カ月にわたりAFVPを通じて支給される。

#### 2-1-4. ドイツ開発奉仕事業団 (DED) (資料集のDED資料参照)

任期中の生活手当はDEDから支給される。ただし、赴任地の物価水準を考慮して調整を行い、ボランティア全員の生活水準が同じレベルになるよう算出される。随伴家族に対しては扶養家族手当が支給される。

住居に関しては相手国の受入機関負担となるが、相手側が住居を提供する資力がない場合はDEDが借りるか、規定の住宅手当を支給する。光熱費も同様である。

通勤費については相手国の受入機関で自動車・オートバイなどを用意できない場合はDEDより交通費（上限あり）が支給される。配偶者がある場合は一定の手当額が加算される。

休暇に関しては年間30日の休暇が認められている。この際、1カ月分の生活手当に50%上乘せした額が休暇手当として支給される。

社会保障に関し、ボランティアの加入している健康保険の肩代わり、随伴家族の傷害保険の負担、損害賠償保険（本人、随伴家族）の負担、国民年金保険の負担、派遣期間中の疾病・損害賠償にたいする保障（上限あり）がDEDにより行われている。

## 2-1-5. 韓国海外奉仕団 (KOV)

資料集のKOV資料参照

## 2-1-6. 国連ボランティア (UNV) (資料集のUNV資料参照)

派遣先までの赴任・帰任に必要な旅費 (スポンサー機関のいないボランティア及び許可を得た随伴家族への渡航費と2年間の赴任の後2年以上にわたる期間の更新または延長を行う同上のボランティア及びその随伴家族の一時帰国の往復旅費も含む) 以外でボランティアに支給される手当には次の5種類がある。

### ① 現地生活費

通常、受入国が現地通貨で国連計算による交換率をもって支払う。家族随伴が許可されている場合は約40%増額となる。この額は在任国の生活レベルに応じて、UN Post Adjustment Classification Systemにより設定され調整されることがある。

### ② 着後手当

通常受入国政府がボランティアに対し一時金の形で着後手当を支給する。2年間の契約にて、現地生活費の2カ月分相当額が規定である。

### ③ 住居手当

受入国政府が無料で家具付きの適度な住宅を提供するものと規定されている。政府住宅が利用不可能な場合、規定による借り上げ契約費の実費が支給される。

### ④ 業務出張手当

業務上の出張に対しては、宿泊費・食費・その他雑費が各国別の国連職員の規定に基づき受入国から支給される、規定がない場合には1日の生活手当の3分の2相当額が支給される。

### ⑤ 車両・機材等の供与

現地公共交通機関が存在しない場合、受入国側から自転車、オートバイまたはスクーターが供与される、保険・修理費用は現地政府の負担である。受入国側で負担できない場合は、UNDPプロジェクト事業予算の中から支出される。

保険・医療費についてはスポンサー機関のあるボランティアについてはスポンサー機関が支払う。スポンサー機関を有さないボランティアについてはSVF (Specil Voluteer Fund) から賄われる。その他の諸保障等の支払いも同様の規定に従う。

### 3. 青年海外協力隊の海外手当に対する基本的考え方 (H.2 見直し時取りまとめた内容)

#### 3-1. 「協力隊員としてあるべき生活」を規定する論拠

- (1) 協力隊員の活動は「開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする青年の海外協力活動を促進し、及び助長すること」(国際協力事業団法第21条1項2号)である。
- (2) 協力隊員は「報酬を求めず、また現に報酬を得ることなく海外協力活動に従う青年」である。(「青年海外協力隊事業実施要綱」より)
- (3) 協力隊事業は、上記(2)の志を有する青年の「協力活動の“ボランティア性”に即し、これを生かしていくことを事業運営の指針」とする。(「青年海外協力隊事業実施要綱」より)
- (4) 選考に当たっては、次に掲げる適性を基準とする。
  - (ア) 「劣悪な生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力を有すること」
  - (イ) 「協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するに必要な持続する情熱」を有すること。(以上「青年海外協力隊事業実施要綱」より)
- (5) 協力隊員は現地において
  - (ア) 「心身両面で、強靱な適応力を培養練磨する」
  - (イ) 「職域活動は言うに及ばず、生活一般のうえでも現地社会の一員たるの姿に徹するよう努力を積み重ねる」
  - (ウ) 「現地の人々と心情のうえで遊離することのないよう自ら戒める」
  - (エ) 「現地の人々の心情への理解と相互の信頼を土台とする」(以上「青年海外協力隊事業実施要綱」より)

#### 3-2. 協力隊員の基本的資質

上記3-1項の論拠に基づき、協力隊員に求められている基本的資質は、以下のとおりである。

- (1) 劣悪な生活条件下で健康を維持し得る頑健な肉体の持ち主。
- (2) 種々の困難に直面しても挫折することなく克服していくだけの粘り強さと持続する情熱の持ち主。
- (3) 報酬を求めない青年ボランティア。

#### 3-3. 協力隊員の「あるべき現地生活姿勢」

上記3-2項の基本的資質を有する協力隊員の「あるべき現地生活姿勢」は次のとおりである。

- (1) 心身両面で強靱な適応力を発揮しつつ、
- (2) 現地社会の一員たるの姿に徹するよう心がけ、
- (3) 現地の人々の心情をより深く理解するために、自らの生活の仕方(衣、食、住、言葉、習慣等)を現地の人々の生活の仕方により接近せしめるよう努力し
- (4) 常に現地の人々と心情のうえで遊離することのないよう自ら戒めることを忘れてはならない。

すなわち、青年海外協力隊員にはその健康な身体、旺盛なるチャレンジ精神、柔軟なる適応力をもって未知の世界、厳しい自然環境、生活環境に敢然と飛び込み、現地の人々の知恵を学びつつその生活に溶け込み、公私共にその世界の一員として認められるべく努力する姿勢が求められ、期待されるといえよう。

### 3-4. 協力隊員の生活手当基準設定の考え方

協力隊員が、その生活基準として接近すべき「現地の人々」すなわち事業団法にいう「一体となるべき任国の住民」に関し、

- (1) 協力隊員が赴任し、接する機会のある「任国の人々」としては、上は閣僚クラスの政治家や高級官僚から、中級公務員、一般公務員、民間人、貧困層に入る人々と幅広い階層があるが、一般的に「住民」と言えば、「一般大衆」あるいは「民衆」と解釈すべきであろう。

協力隊は発足以来これまで、その現地生活水準を少数のエリート階層に属するような高級な生活ではなく、漠然とした解釈ではあるが、この「民衆レベルの生活」を指向し続け、それが協力隊の気風として確立されてきている。

- (2) 協力隊員が指向すべき生活は、任国で大多数を占める中流階級以下の一般大衆の生活ということになるが、その中で、どのレベルの人々の生活を指向せしめるかが重要な課題となる。
- (3) 考え方は色々あるが、「協力隊員がその職域活動を通じ、日頃最も接する機会の多い現地人」の中から選定するのが妥当と考えられる。

通常、共に働く「現地人同僚（公務員）」が妥当と思われるが、最近の隊員の訓練参加時点での平均年齢（26.5才）と学歴（大卒役9割）を考慮すれば、「大卒、27才～28才の公務員」の生活を指向するのが妥当と考えられる。

しかし、任国により「大卒、27～28才の公務員」は超エリートである場合が少なくない状況があり、また公務員給与調査は容易であってもその給与だけで生活している公務員は、ほとんどいないのが現状であり、その多くは現物支給のみならず副業を持ち別収入があることから、隊員の海外手当を設定する際に「派遣国の27～28才の公務員の全収入合計額」を参考資料として考慮するべきであろう。

しかしながら、「27～28才の公務員の全収入合計額」の調査はなかなか容易ではなく、今後は「27～28才の公務員の給与平均額」を目安（参考）とし、協力隊独自の「理想的隊員生活のパターン」を指向しつつ、『積み上げ方式』により「適正な隊員の海外手当」を決定すべきであろう。

- (4) その際、以下の経費も「日本の協力隊員としての必要経費」として計上する配慮も必要であろう。
  - (ア) 協力活動遂行上、場合により社会的に指導者としての立場を堅持できるように必要な経費。
  - (イ) 帰国後の現地事情紹介に必要な情報収集のための経費。
  - (ウ) 日本の関係者との文通、通信に係る経費。
  - (エ) 任国の見聞を広めるために必要な経費。

(オ) 精神衛生上、ストレス解消に必要な経費。

(カ) 緊急時対応に必要な経費。

### 3-5. 協力隊員として相応しい「現地生活費」設定の方法

#### 3-5-1. 参考とすべき資料

(1) 任国の27~28才の公務員の給与平均額（その中に住居手当が含まれている場合はこれを除き、他に何らかの手当及び現物支給されているものがある場合はこれを加算する）の実態を調査。

(2) 「協力隊員として相応しい生活を維持するために必要最小限と思われる経費」の実態を調査。

(3) 任国の物価調査。

(4) Peace Corps, VSO, UNV 等のボランティア機関の現地生活手当額。

(5) 国連物価指数。

#### 3-5-2. 設定並びに改定基準

(1) 設定されるべき費目について

(ア) 食費

現地人同僚は生まれてから20年以上、任国の自然環境、衛生環境、栄養事情の中で生活してきた人々であり、既に任国に合った強靱な抵抗力や免疫を有する人々と理解すべきであろう。一方、特に近年の協力隊員が育った日本国内の生活環境は、自然環境、衛生環境、栄養事情いずれをとっても恵まれており、いわば「温室育ち」の日本の若者たちが協力隊参加者の大半を占めている。

この現状を考えると、たとえ選考を厳しくし訓練を施したとしても、直に現地人同様の生活をさせたとすれば、病気となる隊員の続出が懸念され「無理がある」と言わざるを得ない。

この若者たちに、2年間の協力活動をまっとうせしめようとするならば、特に「食生活」において、ある程度の配慮は必要と考えられる。

「現地の人々の食事中に自分だけ食べては気が引けるようなものは食べないように配慮し、可能な限り現地の人々と同様の食事をとるよう努め、かつ協力活動を継続推進できるための健康維持にも留意する」のが隊員の食生活を規制する一線であろう。基本的には「サバイバルレベル」の食生活を指向しつつも、週1回程度は「栄養補給」の食事をとらせることは協力活動を推進させるうえで必要であり、認められ得る範囲であろう。

通常は「自炊（材料、調味料、果物）」、または「現地食（下宿食、外食）」とするも、例えば週に1回程度の外食（レストラン：栄養価のあるものの摂取）は許容範囲としたい。

（この食生活については仮に現地人同様の食事をした場合、必要な経費と摂取し得るカロリー値が調査できれば、隊員が現在実際にとっている食事と比較し得る点で申し分ないが、これは今後の課題とし、当面は実態調査で得た平均食費を健康維持に必要な額として認めざるを得ない）

(イ) その他最低必要と考えられる経費

- ①被服費 ②日用品代 ③光熱費 ④交通費 ⑤通信運搬費
- ⑥教養費 ⑦余暇活動費 ⑧娯楽費 ⑨嗜好品代 ⑩交際費
- ⑪その他雑費 ⑫業務費 ⑬予備費

なお、各費目内訳明細については別添「隊員の海外手当積算表」を参照。

(2) 設定・改定算出基準

(ア) 基本的判定基準

- ①現地公務員給与が参考となる国（US200ドル以上）にあつては、「隊員が共に仕事をしている（最も長い時間を共に過ごしている）配属先同僚の公務員の27才（隊員平均年齢）時点での給与」に生活基盤設定に必要な調度品及び通信費、教養費、交際費等「外国人であるが故に必要とされる経費」を加算し設定する。
- ②現地公務員給与が参考とならない国（US200ドル以下）にあつては、隊員の生活費支出実績、物価調査積算表及び在外事務所積算査定を参考に必要経費を分析設定する。
- ③海外手当が隊員の平均生活費を下回る場合、海外手当を増額改定の対象とする。
- ④海外手当が隊員の平均生活費を上回る場合、実質物価上昇率が上昇傾向（10%以上）にあれば現行海外手当を据置、実質物価上昇率がマイナスもしくは横ばいであれば現行海外手当を減額対象とする。しかし、これは硬直的なものではなく、日本とは異なり変わりやすい派遣国の経済状況等を考慮し在外事務所の報告等を参考とする。
- ⑤隊員生活費の平均額は一般的に首都部の物価が高いため、基本的には首都部の平均生活費を基準とする。

(イ) 具体的改定判断基準

「(ア) 基本的判定基準」の内容を含め、

- ①在外事務所から改定要望があつた場合。
- ②「生活関連用諸調査（隊員用）」にて「不足」とする隊員が40%を越えた場合は増額対象とする。  
「生活関連用諸調査（隊員用）」にて「十分」と「ほぼ」の合計が40%以上の国は減額対象とする。
- ③持参金の隊員が40%以上の場合、増額対象とする。
- ④家族送金の隊員が15%以上の場合、増額対象とする。
- ⑤クレジットを使用する隊員が10%以上の場合、増額対象とする。
- ⑥エンゲル係数（首都、地方、農村、のうち高いもの）が45%以上の場合、増額対象とする。
- ⑦実質物価上昇率が110%以上となった場合増額対象とする。  
実質物価上昇率が90%未満は減額対象とする。
- ⑧首都隊員の平均生活費が現行海外手当を上回り、実質物価上昇率がプラスであっても②③④にいずれも該当しない場合は据置とする。

⑨首都隊員の平均生活費が現行海外手当を上回り、実質物価上昇率がマイナスとなる場合は据置とする。

⑩首都隊員の平均生活費が現行海外手当の90%以上100%未満の場合で、②③④に該当する場合は据置とする。

⑪首都隊員の平均生活費が現行海外手当の90%以上100%未満の場合で、②③④にいずれも該当しない場合は減額を検討する。

⑫首都隊員の平均生活費が現行海外手当の90%未満となる場合は減額を検討する。

### (3) 改定幅

隊員が急激に大きな苦痛を感じないように配慮し、改定幅の上限を現地生活費の10%もしくはUS30ドル以内とする。



#### 4. 主要各国ボランティア機関の海外手当に対する基本的考え方

##### 4-1. 米国平和部隊 (APC) (資料集のAPC資料参照)

###### (1) 着後手当 (Settling-in allowance)

ボランティアに対し生活維持、健康維持、効果的奉仕活動・実施耐久力に必要な生活・移動・離任手当が提供されなければならない。

着後手当を支給することで、受入国での赴任初期に、必要となる住居、生活必需品、衣類、当地での至急必要な物品の購入に関する責任をボランティアに与え、ボランティア自身の自己管理を行わしめる。それにより現地で入手できる物の購入、真に必要な物を購入するという自制心を促す。

また、別任地へ赴任する際にも事務所長により追加手当が承認される。

着後手当の支給目的がボランティア活動の促進に繋がっているかを判断するために在外事務所長は少なくとも年に1回は着後手当の見直しを行う。その見直しと着後手当支給額設定は事務所による着後手当調査、改定を基本とする。

###### (2) 生活手当 (Living allowance)

APCボランティアには海外で効果的かつ安全な奉仕が行うために生活手当を受け権利が与えられている。

一貫したAPC哲学である開発と相互学習は人々が共に生活し働く事で最も効果的な成果となるものであり、ボランティアの健康と安全が守られる限り、現地の標準的人々の生活に準じて生活をする事が重要である。

生活手当は当地の標準的生活水準とその必要諸経費を基本とする。結果として、その中間や時にはそれ以下の場合もある。

この方針から在外事務所長が支給額を設定する際の権限指針が決まる。

生活手当の一部分は連邦政府所得税課税を条件としている。

手当は通常現地通貨で支給され、その対米ドル金額がワシントンに報告される。

生活手当の支給目的がボランティア活動の促進に繋がっているかの判断するために在外事務所長は少なくとも年に1回は生活手当の見直しを行う。その見直しと生活手当支給額設定は事務所による生活手当調査、改定を基本とし、生活手当支給額の適正改定には生活調査と個別調査を行う。

手当額増加に関し、在外事務所長は会計年度内に10%を越えるような増額を行うことはできない。10%以上の増額は本部の承認が必要となる。

###### (3) 休暇手当 (Vacation Leave allowances)

休暇は一時帰国に充てるよりは、赴任国または近隣諸国を旅行して見聞を広め多様な文化に接触するために活用することが奨励されている。

休暇手当は通常生活手当と同様に扱われるが、任国にて現地通貨の換金禁止、到着国通貨にすぐに換金できない等の問題がある場合に在外事務所長が休暇手当を現地通貨以外の通貨で支給する事ができる。

(4) 日当 (Daily allowance)

任国以外の活動地に到着した後の、食費、宿泊費、雑費に充当される。

(5) 旅費手当 (Travel (on route) Allowance)

決定旅程の移動中の住居費、臨時費が承認され支給される。

(6) 調整手当 (Readjustment Allowance)

ボランティア任期終了後、次の就職・定着のための資金として支給される。

4-2. イギリス海外ボランティア・サービス (VSO)

(資料集のVSO資料参照)

(1) ボランティア手当に対する基本的考え方

VSOのボランティアはVSOの目的に貢献し、その価値感を共有し、奉仕提供する意志があるものとする。

ボランティアは他の国の民衆の文化的価値観を尊重することで、生活・業務を遂行し、その業務の遂行のために控えめな生活手当を受給する。

現地環境を共有し、相互尊重することを通して、ボランティアの友人及び同僚の現実生活について理解することができる。

VSOはジュニア専門家の組織ではなく、必ずしも民衆をキャリア形成に就かせる道を進めるものではない。また、奉仕業務に対して支給される手当及び赴任時、任期満了時の支給金以上の収入をあてにするボランティアを求めているものではない。

従って、ボランティア手当は、ボランティアの提供する業務の種類やレベル、価値とは関係なく、ボランティアの日々必要な経費を賄うことを目的とし月毎に支給している。これらはボランティアの行う業務への対価ではなく、おおむね現地生活習慣を保持できる生活スタイルで暮らすことを可能とらしめる額という位置付けである。

(2) 生活手当の支給と設定

殆どの場合、生活手当は受入れ側が全額をボランティアに直接支払う。

受入れ側が手当を支給できない場合、VSOまたは赴任の「スポンサー」となる団体のいずれかが支給する。一部の国では受入れ側がVSOの定める基準手当を支給することができない場合、VSOが差額を補填する。

例外はあるが、通常、各国のボランティアすべてに同一額の手当を支給している。

手当の設定は通常現地事務所とボランティアを監督、管轄する政府機関との協議によって決定される。場合によって、手当は現地の大学卒の教師や公務員等の給与水準と関連していることもある。

ボランティアが政府部門以外の分野で業務を行うことが多い国では、現地事務所が現地の消費者物価指数を踏まえ決定する。

現地事務所は手当がボランティアの必要要求を十分に補えるように保証する責任があり年1回の定期的な見直しを行っている。

#### 4-3. フランス発展ボランティア協会 (AFVP) (資料集のAFVP資料参照)

設立当初は政府管轄団体であったが、現在は政府補助金を受ける民間NGOであり、「途上国の開発への参加協力」を第一義的な目的として今日フランスの主要なボランティア派遣団体の一つとなっている。

ボランティアの条件の一つとして、専門技術の資格(大学入試資格「バカロレア」と2年の勉強)を持つことが要求されている。こうしたボランティアを地域開発・総合開発プロジェクトに派遣している。また、第三世界の国々に対する理解と相手国の開発に真剣に協力する意志が必要とされている。

これらの観点から海外手当が設定されているものと推察される。

#### 4-4. ドイツ開発奉仕事業団 (DED) (資料集のDED資料参照)

発足当初は「青年奉仕隊」の呼び名に相応しく特別な技術を持たない若者が中心であったが、現在は一定レベル以上の技術、専門知識を持つことが要求されている。平均年齢も高くなり国内社会でも「社会意識を持った専門家」という位置付けがなされている。またDEDの目的・方針の中でも、

- ・ DEDは連邦政府の委託を受け、質の高い専門家を開発援助ボランティアとして、途上国の公的または民間の機関に派遣し、必要な経済的・物質的援助を提供する。
- ・ これらのボランティアの派遣を通じて、開発途上国における専門家の不足を補完することで貢献する。但し、ボランティアの派遣が現地の雇用を圧迫してはならない。

等の内容が記載され専門家の派遣と同等と思われる形態となってきている。

これらの主旨によりボランティアに対する手当は、他国のボランティア機関よりも高い額に設定されているものと考えられる。

#### 4-5. 韓国海外奉仕団 (KOV) (資料集のKOV資料参照)

##### (1) KOVの目的

- ・ 人間生活と福祉の質の向上のために世界に展開しその一端を担う。
- ・ 韓国発展の経験をボランティアの多様な活動にて途上国と共有する。
- ・ 平和と成功のための国際協力の新しい考え方に貢献する。
- ・ 途上国の社会経済開発に韓国青年の活動を提供する。

##### (2) KOV事業は「共有と尊重」の精神を基に推進されている。

- ・ ボランティアの技術と経験を受入れ国の人々と共有する。
- ・ ボランティアは受入れ国の文化、歴史、生活様式を尊重する。

### (3) 資格

- ・ 20才～59才までとする。
- ・ 経験と技術力が必要。
- ・ ボランティア精神が必要。

以上の理念を達成するための手当を設定している。またKOV発足にあたりJICA/JOCVの事業内容を調査研究し、JOCVに近い形の手当設定を行っている。

#### 4-6. 国連ボランティア (UNV) (資料集のUNV資料参照)

UNVは特に年齢の上限、下限を設けていないが、応募者の大半は25～44才の間に入るとみられる。条件として大学卒または技術資格を有し、最低2年間の実務経験があることその他、英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語またはアラビア語のうち最低1つの言語を作業に不自由なく使用できる語学能力が要求される。高度の技術職に関しては、志願者は資格免許及び最低2年の実務経験を持っていなければならない。またボランティアの家族随伴は許可されている。

これらの条件を基に国連独自の計算により諸手当が設定されているものと考えられる。

## 5. 青年海外協力隊と主要各国ボランティア機関の海外手当との比較

今回の調査による各国ボランティア機関の海外手当（生活手当が主）に対する比較内容は次ページ以降の表のとおりとなった。

また、資料集の各国ボランティア機関比較等を参照されたい。

青年海外協力隊と主要各国ボランティア機関の海外手当比較

1996年11月作成  
(1/3)

項目	APC	VSO	KOV	DED	AFVP	UNV	JOCV
手当に関する基本的考え	<ul style="list-style-type: none"> <li>*質素な生活</li> <li>*現地で安全且つ十分な生活</li> <li>*草の根レベル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*質素な生活</li> <li>*現地で健康な生活</li> <li>*同僚と同等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*質素な生活</li> <li>*同僚と同等な生活</li> <li>*同僚と同等レベル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*ドイツ統計局とDED本部が協議</li> <li>*質素な生活</li> <li>*差別的平等の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*質素な生活</li> <li>*現地で十分な生活</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*本部が決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*質素な生活</li> <li>*同僚と同等レベルの生活</li> </ul>
設定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>*同僚と同等レベル</li> <li>*APC独自で決定</li> <li>*現地通貨で支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*同僚と同等レベル</li> <li>*受入国との間で協議し決定</li> <li>*現地通貨で支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*同僚と同等レベル</li> <li>*KOV独自で決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*ドイツ統計局とDED本部が協議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*国民服務協力員の46%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*本部が決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*同僚と同等レベル</li> <li>*JOCV独自で設定</li> </ul>
改訂の考え方とその方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>*最低年1回の調査</li> <li>*市場調査(隊員と職員)</li> <li>*インフレ率の変化</li> <li>*為替レート変動率</li> <li>*事務所長の10%以内増加決定権</li> <li>*10%以上は本部承認要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年1回の調査</li> <li>*受入国政府資金変更と連動</li> <li>*VSOが手当補填を始める頃は改訂</li> <li>*受入国と改訂協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年1回の市場調査</li> <li>*インフレ率変動</li> <li>*為替レート変動率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年3回の市場調査</li> <li>*ドイツ統計局とDED本部が協議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年1回の見直し</li> <li>*国民服務協力員の46%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*市場調査</li> <li>*インフレ率変動</li> <li>*為替レート変動率</li> <li>*事務所長が申請し本部が決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年1回の生活調査(隊員と事務所)</li> <li>*実質物価変動</li> <li>*在外事務所が申請し事務所決定</li> </ul>
頻度	*同上	*同上	*年1回は見直すが必ず支給額改訂とはならない	*ドイツ統計局による	*同上	*不定期で年内に数回変更する国もある	*年1回は見直すが必ず支給額改訂とはならない

青年海外協力隊と主要各国ボランティア機関の海外手当比較

(2/3)

項目	A P C	V S O	K O V	D E D	A F V P	U N V	J O C V
手当の負担	*生活手当はAPCが負担(住居手当含む) *受入国が住居提供時は住居手当を生活手当から削除	*生活・住居手当は受入側負担が基本 *受入側が負担無理な場合はVSOが部分負担等にて補填する	*生活手当はKOV負担 *住居はKOV負担の国と受入国負担の国がある	*生活・住居共にDED負担 *プロジェクトが負担する場合もある	*生活手当はAFVP負担 *住居はAFVP負担の国と受入国負担の国がある	*生活・住居手当は受入国負担だが、これはプロジェクト経費に含まれている	*生活手当はJOCV負担 *住居はJOCV負担の国と受入国負担の国がある
生活手当額	*80\$~665\$ *現地通貨支払い(ドル立てではない) *現地銀行口座振込 *各国個別	*145\$~833\$ *受入側より現地通貨払い *各国個別	*342\$~479\$ *各国個別	*972\$~1,812\$ *DM払いでドイツ内銀行口座に振込 *基本額があり国の状況で加算額が異なる	*610\$~1,164\$ *FF立て払い *現地口座振込基本 *各国個別	*731\$~1,066\$ (単身者手当額) *各国個別	*280\$~700\$ *現地口座振込 *各国個別
隊員支援経費等の経費	*なし *USAIDと小プロジェクト基金を使用している	*なし *大使館等自由に接触	*小型機材費用として年間400\$ *小規模プロジェクト費用を使用することも可能	*平均5,000DM(3,250\$)が各ボランティアに準備	*活動支援財源は出資者と協会がボランティア赴任前に交渉	*プロジェクトで動いている	*隊員支援経費の枠あり

青年海外協力隊と主要各国ボランティア機関の海外手当比較

(3/3)

項目	APC	VSO	KOV	DED	AFVP	UNV	JOCV
生活手当内容 (内訳等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*住居費</li> <li>*光熱費</li> <li>*家事手伝い費</li> <li>*家庭雑貨費</li> <li>*被服費</li> <li>*食料費</li> <li>*レジャー、娯楽費</li> <li>*交通費</li> <li>*書籍費</li> <li>*雑費</li> </ul>	*不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>*不明</li> <li>*JOCVを見本としている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*設備費、家具費等を含む</li> <li>*配偶者1人+50%、子供1人+25%となっている</li> <li>*詳細内訳は不明</li> </ul>	*不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>*内訳詳細不明</li> <li>*専門とワーカークラスがあり支給額が異なる</li> <li>*更に単身者、配偶者1人、配偶者2人以上、に分かれ支給額が異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*被服費</li> <li>*食費</li> <li>*光熱費</li> <li>*日用品代</li> <li>*嗜好品代</li> <li>*交通費</li> <li>*通信・連絡費</li> <li>*交際費</li> <li>*教養費</li> <li>*備人費</li> <li>*その他</li> </ul>
その他の手当と保証等	<ul style="list-style-type: none"> <li>*着後手当</li> <li>*再調整手当(積立金に相当)</li> <li>*休暇手当</li> <li>*業務関連等交通費</li> <li>*医療経費(医務官が駐在)</li> <li>*必要時、自転車、バイク</li> <li>*緊急移送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*被服費(505円)</li> <li>(支度金に相当)</li> <li>*中間休暇旅行手当</li> <li>*任期満了手当</li> <li>*任期延長手当</li> <li>*業務関連、7-24アット等の旅費</li> <li>*国により蚊帳等</li> <li>*医療経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*医薬品の供与</li> <li>*その他不明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*社会安全保護(保健)が適用されている</li> <li>*これは失業給付(復帰手当)を含んでいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*任期終了手当(月額1,400円)</li> <li>*その他不明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*着後手当(生活手当の2か月分)</li> <li>*帰還手当</li> <li>*生命、健康及び恒久的障害保健</li> <li>*設備費</li> <li>*交通費</li> <li>*家具費</li> <li>*安全対策費</li> <li>*備品、訓練費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*支度金</li> <li>*着後手当</li> <li>*任国外研修旅行費</li> <li>*健康管理手当</li> <li>*医療費、医薬品の配布</li> <li>*業務出張等旅費</li> <li>*積立金</li> <li>*MCの派遣</li> <li>*緊急移送</li> </ul>



海外ボランティアの海外手当比較

ボランティア機関名	生活手当	住居手当又は住居	渡航費	赴任手当	国内復帰手当	特典
アメリカ平和部隊 (APC) 1996年現在	任国ごとに基準が違ふ(ボランティアに対してのみ)	APC負担	APC負担	任国ごとに基準が違ふ(任国の生活水準を目安に)	規定月額×月数が任期終了後支給される	休暇手当が任期1年後に支給
イギリス海外ボランティア隊 (VSO) 1996年現在	受入国・機関が負担、提供	受入国・機関が負担、提供	VSO負担	505ポンド	現地派遣期間(月数)によって異なる(例、2年間:1,436ポンド)	1年引前後の休暇旅行費、任期延長手当
フランス発展ボランティア協会(AFVP) 1996年現在	AFVPが負担	AFVPが確保	AFVP負担		復帰手当支給あり	帰国後の失業手当
ドイツ開発ボランティア協会(DED) 1996年現在	DEDが負担	受入国提供が基本、不可な場合はDED負担	DED負担	赴任手当あり	規定月額×月数が任期終了後支給される	帰国後の失業保険の適用
韓国海外ボランティア協会(KOV) 1996年現在	KOVが負担	基本的には受入国提供、不可な場合はKOV負担	KOV負担	赴任手当あり	375\$×派遣月数が支給される	
国連ボランティア(UNV) 1996年現在	受入国側が負担(現地通貨で支払う)	受入国側が負担	UNV又はスポンサーが負担(※)	2年契約の場合2カ月分の生活手当相当が支給	UNV又はスポンサー機関の規定に準ずる	
青年海外協力隊(JOCCV) 1996年現在	JOCCVが負担	基本的には受入国提供、不可な場合はJOCCV負担	JOCCV負担	JOCCV負担、派遣国により異なる。(移転料+支度料+着後手当となっている)	国内積立金の形で支給される	任国外研修旅行の交通費(増減834\$)、健康管理手当

# 資 料

### ザンビア隊員諸君へ

駐在員から再三にわたる海外手当増額要請を受け、諸君からの海外手当不足という報告書を読んでいると、隊員の生活が次第に苦しくなつて来ていることがよく分る。

ザンビアの民衆と生活を共にするというのが、如何に言ふは易く行りに難いことであるかも、過去の帰国隊員の述懐からよく汲みとることが出来る。しかし、諸君は、ザンビアに立つ前、相手国の人々と生活と労働を共にしながら、底辺の広いザンビアの民衆を理解し、彼らが貧困に苦しむのなら、自分もできる限りそれに挑戦してみようと思つたに違いない。その意欲は、協力隊員の誰もが使命感として持つていた筈であつて、上層階級や白人のレベルはおろか、比較的恵まれた人々の生活水準さえも指向してはいなかつたのだと思ふし、今もその通りだろうと想像している。

確かに底辺の人々そつくりの水準まで生活水準を落すには、職務遂行上の見地から色々の支障があるだろうし、さればとて、隊員にうつてつけの生活水準にある堅実な中間層が見つからないということもあつて、諸君も精神面での苦勞が多いことであろう。

物価高の影響から免れることのできないザンビア人、逃げて行く処のないザンビア人を見て、諸君は甚々何とも嘗えな

い気持ちになることであろう。

生活を共にするということが、実際の上で容易ならぬことであることを諸君は、毎日身を持つて体験していることと思う。

そのようなザンビアの事情の中で海外手当の妥当額如何を論ずれば、色々の意見が出る筈で、これが正しいとか誰しもそう思うというような一致点は発見困難であろう。

しかし、何れにしても議論は上記のような協力隊員の原点に立って考えたものではなくてはならないと思う。

事務局での検討も、そういう基盤の上で進められた。

そして遂に、協力隊創設以来の一律方式（上下50\$の範囲内調整という附帯条項はあつたが）を離脱する決意を固めた。国別格差の原則に基づいて、自派の立場で、協力隊事業の趣旨に則つた妥当額を追求した。

協力隊の在り方そのものについて真剣な議論が繰り返えされた。勿論、各国における物価上昇、世界的な通貨変動の影響を十二分に踏まえてのことであつた。

ザンビアについて220\$に据置くか否かは、決断に当つて最も苦慮したところであり、隊員の生活が従前より苦しくなつている実情は、誰しも認めるところであつたが、それにも拘らず民衆レベルに少しでも生活水準を合せる努力を促すことも必要であるとの見地から今回の本職の決定となつた訳である。

日本青年海外協力隊事務局

ザンビアに関する決定は、16派諸国中で最も困難なもの  
の1つであつた。今回の決定額は、隊員諸君が工夫に工夫を  
取ねてもぎりぎりの線であらうと思われるが、協力隊におけ  
る海外生活費抑制方針によつて来るところを考へて生活をき  
りつめて欲しい。

なお、今回の決定の中で次の2点を参考までに申し添えて  
おきたい。

1 海外手当には、現地生活費のほかにも共同負担金の項が  
設けられ、生命保険、共済関係の掛金分が増補として計  
上された。

(従つて、国内積立金からも差し引かれることはなくな  
つた。)

2 4月1日以降の通貨変動(平価切り上げ等)に伴ひ、  
為替差損は、補償する。

(従つて、今後は形式上ドル建てであるが、実質上は  
現地通貨建てに準じたものになる。)

昭和48年11月10日

仲 正 一

日本青年海外協力隊事務局

国協（青地）第9058号

昭和51年 9月 9日

各国駐在員、調整員 殿

青年海外協力隊事務局長

海外手当の改訂について

昭和51年度の改訂については、年度当初以来検討を重ねて来たが、その結果下記の通り決定した。

引き続き厳しい内容のものであるだけに隊員への説明応答には格段の配慮をもつて当たりたい。

(客年8月12日付往信参照)

記

1. 従来の海外手当に次の通り基本的な修正を加える
- イ. 隊員支援経費中の隊員配布分（月10ドル）についてその趣旨と目的に変更を加えることなくこれを海外手当に移す。（国協（青地）合第51-16号

（昭和51年9月3日付）

青年海外協力隊事務局

ロ. 通勤経費として月額10ドルを新たに支給することとする(単車維持の経費に充てる場合も別の形の通勤経費に充てる場合も含め一律に10ドル)

ハ. 実施時期は昭和52年1月1日からとする。

2. 前項のほかタンザニアについては一般的な現地生活費として月額10ドルを増額する。

青年海外協力隊事務局

平成元年9月8日

(合)第01-036号

協力隊派遣国事務所長

全 調 整 員

青年海外協力隊事務局長

「協力隊の現地生活費の抜本的見直し」について

協力隊員の現地生活については、「青年海外協力隊事業実施要綱について」（総裁通達）の中で、「職域活動は言うに及ばず、生活一般のうえでも、現地社会の一員たるの姿に徹するよう努力を積み重ねる」ことが、隊員に対する指導指針として定められているところから、事務局としては隊員の現地生活手当は、それぞれの任国の同僚公務員の給与水準を参考にできる限り現地社会から遊離するような生活にならない額を定めるべく努めてきたこと、貴職承知のとおりである。

しかしながら、現行の各国海外手当と、公務員給与を、スリランカを100とした指数で比較してみると、その相関関係は必ずしも明確ではなくむしろ関係なきが如き結果となっている。（別表1）

その原因を考察するところ、本事業発足当初約7年間は、協力隊員の海外手当は全派遣国一律同額で、国別の事情に配慮を加えたのは、1973年以降となっており（別表2）、それも、それ以前の手当を一種既得権として認め、その額をベースに物価指数、為替レートの変動等により、言うなれば小手先の手心を加えながら、今日まで推移してきたことの結果と言わざるを得ない。すなわち、現地生活費を設定する際の根幹部分である「真に隊員として相応しい生活を送るに必要かつ十分な額」の決定が厳密かつ正確な調査資料を土台にしないままに、調査者個人個人の経験的な「勘」



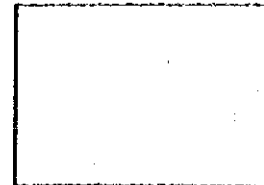
を尊重してなされてきた可能性なしとしない。

その結果、「必要以上に贅沢な生活が可能な手当を支給されている国がある」。或は逆に「同僚の現地人公務員の給与を大幅に下回り、いくらボランティアといえども指導的立場にある隊員として、相当に肩身の狭い生活を強いられている国もある」といった、日本国内及び在外日本人社会における指摘や批判に堪え得ない状況となっている。

今年度の海外手当改定に関する調査にあたっては、現地生活手当を抜本的に見直す方向で取り組むこととし、今年度の調査結果を踏まえて、現行の支給額を要すれば、今後何年かかけて計画的に、「望ましい現地生活手当」にできるだけ近づける方策を検討することとした。

かかる観点から、今年度の調査にあたっては、従来以上に突っ込んだかつ、u p - t o - d a t eで正確な情報の収集につとめ、結果、F A X送信を受けた国については10月中旬まで、文書のみ为国については10末までに回報ありたい。

尚、物価調査については5地域程度を貴職が選定し調査実施あるいは隊員に依頼されたい。又、調査対象隊員については、調査実施時点で派遣隊員数が50名未満の国は全隊員とし、50名以上の国は都市・地方のバランスを考慮した上で50名の隊員を貴職が選定し調査依頼されたい（調査表は必要部数後送する）。



業 務 公 信

(合) 第 01-072 号  
平成 2 年 3 月 31 日

協力隊派遣国事務所長

全調整員 殿

青年海外協力隊 事務局長

件 名	海外手当の改定について
引用公・電信 日付・番号	9月8日付 合第01-036合
<p>来年度の海外手当の改定に当たっては、引用往信でその主旨を</p> <p>説明したとおり、現地生活費を設定する際の根幹部分である</p> <p>「真に隊員として相応わしい生活を送るに必要かつ、十分な額」</p> <p>を団法並びに協力隊事業実施要綱の精神に照らしつつ、抜本的に</p> <p>見直すことにより、隊員として相応わしい海外手当を設定するこ</p> <p>ととし、種々作業を進めてきたところである。</p>	

付属添付 あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	写配布・ 希望先
--	-------------

国際協力事業団

その結果下記算出根拠により現地生活費を設定することが最も適切であるとの結論を得たところ、これにより来年度の協力隊員現地生活費を別紙のとおり改定するので通知する。

実施時期については、増額対象国は4月1日（第1四半期分）から・ただし第2四半期に追加支給、第1四半期内に任期を満了する隊員は帰国時精算、支給する）とし、減額対象国は7月1日（第2四半期分）とするので、隊員には前広に周知するよう配慮されたい。

なお、減額対象国の中には苦情を申し立てる隊員が出ることも予測されるが、今回の調査結果から、大巾な減額の対象となった国であっても、算出された適正現地生活費まで一挙に引き落とすのではなく、何年かけて段階的に望ましい現地生活費に近づけるべく分割方式をとり、隊員が急激に大きな苦痛を感じないように配慮もしている点斟酌のうえ、隊員指導にあたっては、徒らに

国際協力事業団

混乱を招かぬよう充分留意されたい。

なお減額対象国について、明年度以後も同額の減額を実施するか

否かは今後の現地公務員給与の改定や物価上昇等を勘案の上、改

めて決定することとしている、右念の為。

また、今回の調査結果のうち一部の国で隊員の月平均支出額が

現行現地生活費を上回っている国が見受けられる。真に不足して

いるのであれば、何らかの措置を取るべきと思料するが、帰国時

面接、その他の報告でも海外手当が不足している等の報告には

接していない。

現行の生活費も、昨年改定時には「隊員として相応わしい生活

を送るに必要かつ、十分な額」として設定されている訳であり、

それ以上の支出は窮状の訴えがない限り隊員として必要以上に

贅沢な生活に流されて、現地社会の人々と遊離した生活に陥って

いるのではないかと危惧している次第である。

国際協力事業団

これらの経費が留守家族等他からの送金によるものなのか、
または現在支給している生活費が何らかの要因で必要以上の支出
を可能にしているのか詳らかではないが、いずれにせよ、隊員と
して相応わしい、望ましい姿とは言えず、隊員指導上の問題にも
係わることでもあり、別添参考資料のうち支出平均額が改定前の
現地生活費を上回っている国（ケニア、リベリア、セネガル、
ジンバブエ、グアテマラ、ホンデュラス、ジャマイカ）について
は実情を調査のうえ結果報告されたい。
なお、明年度についても今回の改定にかかる調査、結果を踏まえ
更に必要とされる調査を実施し、協力隊員として真に望ましい現
地生活費にできるだけ近づける方針である点申し添える。
記
適正現地生活費設定根拠
隊員の現地生活費は、それぞれの任国の同僚公務員の給与水準

国際協力事業団

を参考に、出来る限り現地社会から遊離するような生活にならな

い額に設定する方針であることは既述のとおりであり、

1. 現地公務員給与が参考となる国（US200ドル以上）に

あっては、「隊員が共に仕事をしている（最も長い時間を共

に過している）配属先同僚の公務員の27才（隊員平均年

齢）時点での給与」に「外国人であるが故に必要なとされる経

費」を加算し設定するのが考え方として妥当と思料する

が、今回の調査では「大卒27才の公務員給与」を参考資料

のひとつとした。

2. 現地公務員給与が参考とならない国（US200ドル以下）に

あっては、隊員の生活費支出実績、別添物価調査積算表及び

在外事務所積算査定等を参考に必要経費を分析算出し設定し

た。

3. 今回の調査では、「隊員の同僚と位置付けられる公務員

給与」を把握し得なかったところ、明年度早い時期に隊員の  
同僚公務員給与を徹底調査し、その平均値をそれぞれの国の  
公務員給与表の中で位置付けをし、本積算方式の妥当性を追  
求することとしたい。

4. なお、今回は隊員の生活実態報告並びに貴事務所からの各種  
報告、見解等を充分吟味のうえ生活費を改定したが、改定額  
等について何等異議があれば、貴職見解と共に適正額設定  
の根拠となる具体的資料を添付のうえ、4月末日までに  
申し越されたい。

<参考資料>

1. 現地生活費改定
2. 現地生活費検討資料(2)
3. 隊員の現地生活費積算表(1)

現地生活手当積算表 (1)

平成2年 2月 6日

国名:

(単位: US\$)

大項目	小項目	内訳明細 (1ヶ月当たり)	単位	数量	単価	金額
《被服費》	下着類	年に4枚新規購入。	枚	1/3		
	シャツ	Tシャツ程度を年に2枚新規購入。	枚	1/6		
	靴下	年に4枚新規購入。	枚	1/3		
	靴	運動靴1足。	足	1/12		
《光熱費》	電気・水道等	実費。				
《日用品代》	トイレットペーパー	1ヶ月に1巻。	巻	2		
	歯磨	2ヶ月に1本。	本	1/2		
	石鹸	1ヶ月に1個。	個	1		
	洗剤	1ヶ月に1箱。	箱	1		
	シャンプー	1ヶ月に1本	本	1		
	タオル	2ヶ月に1本	本	1/2		
	殺虫剤	1ヶ月に1本	本	1		
《交通費》	バス代	通勤代 (1日1往復)。	回	60		
	タクシー代	1週間に1回程度 (往復)。	回	8		
	ガソリン代	1日15 Km程度 (2日に1リットル)。	リ	15		
《通信運搬費》	手紙代 (国内)	1ヶ月に4通程度。	通	4		
	手紙代 (海外)	1ヶ月に3通程度。	通	3		
	電話代 (国内)	5分間の4回程度。	5分	4		
	電話代 (海外)	10分間の年2回程度。	10分	1/6		
《教養費》	現地新聞購読料	代表的現地新聞を毎日1部。	部	30		
	書籍購入	週刊誌を1部 (ニューズウィーク等)。	冊	4		
	語学授業料補助			定額		10.00
	ノート	1ヶ月に1冊程度。	冊	1		
	その他文具	鉛筆2本、消しゴム1/2個		定額		3.00
《余暇活動費》	奉仕活動	日本文化紹介等 (紙芝居)。		定額		5.00
	国内旅行	現行健康管理手当350ドルの1/12。		定額		29.00
	フィルム	年に6本程度 (36枚振り)。	本	1/2		
	プリント代	上記のプリント代。	枚	18		
《娯楽費》	映画	1ヶ月に1回程度。	回	1		
《嗜好品代》	コーヒー (紅茶)	1ヶ月に1本程度。	本	1		
	ジュース	毎日1本程度。	杯	30		
	ビール	毎日1本程度。	本	30		
《交際費》	慶弔費1	結婚式・同僚のホームパーティ等に招待される。	回	1		
	慶弔費2	誕生日・引退後と帰国前に同僚等を招待する。	回	1/6		
《その他》	敷製代	1ヶ月に1回程度。	回	1		
	スポーツ	施設利用料等。	回	定額		10.00
《業務費》				定額		10.00
小計1						
《予備費》		小計の5%程度。				
小計2						
《食費》						
合計						

(注) 1. 本積算表は、隊員が1ヶ月生活するために必要な経費を積算するために作成した。

2. 「被服費」「光熱費」「食費」は、全隊員の平均額を記入した。

3. 「単価」は、物価調査結果により記入した。



現地生活手当積算表(2)

平成2年 3月 7日

(単位: US\$)

国名:

大項目	小項目	内 訳 明 細	単 位	数 量	単 価	金 額
基本給	現地公務員給与類	(大学卒、27才程度)				
生活必需品備費	ブランケット	2年間で2枚	枚	1/12		
	シーツ	1年間で2枚	枚	1/6		
	枕	2年間で1個	個	1/24		
	蚊帳	2年間で1枚	枚	1/24		
	大皿	2年間で4枚	枚	1/6		
	中皿	2年間で4枚	枚	1/6		
	小皿	2年間で4枚	枚	1/3		
	スープ皿	2年間で4枚	枚	1/6		
	コップ	1年間で4個	個	1/6		
	コーヒーカップ	2年間で4個	個	1/6		
	スプーン(大)	2年間で4個	個	1/6		
	スプーン(小)	2年間で4個	個	1/6		
	フォーク	2年間で4個	個	1/6		
	やかん	2年間で1個	個	1/24		
	大鍋	2年間で1個	個	1/24		
	小鍋	2年間で2個	個	1/12		
	フライパン	2年間で1個	個	1/24		
	食器入れ	2年間で1台	台	1/24		
	コンロ	2年間で1台	台	1/24		
	机	2年間で1台	台	1/24		
	椅子	2年間で1個	個	1/24		
	カーテン	2年間で2セット		1/12		
ランプ	2年間で1個	個	1/24			
通信運搬費	手紙代(海外)	週に1通程度。	通	4		
	電話代(海外)	5分間の年4回程度。	5分	1/3		
教養費	現地新聞購読料	代表的現地新聞を毎日1部。	部	30		
	書籍購入	週刊誌を1部(ニューズウィーク等)。	冊	4		
余暇活動費	器任活動	日本文化紹介等(紙芝居)。		定 額		10.00
交際費	慶弔費1	結婚式・同僚のホームパーティ等に招待される。	回	1		
	慶弔費2	誕生日・着任後と帰国前に同僚等を招待する。	回	1/6		
娯楽費		少額の消耗品等		定 額		20.00
交通費		主に通勤に要する費用(バス代:毎日1往復)	回	60		
小 計						
予備費		小計の5%程度。				
合 計						

元青年海外協力隊事務局長 伴正一著「ボランティアスピリット」抜粋

<170ドルの哲学>

住民のレベルまで生活水準を下げるのが苦勞のいることであるだけに、ときとして隊員のなかからさえ、

「彼らと労働をともにするだけでなぜいけないのか」

という疑問が出る。この疑問にたいする解答に当たるものが、俗に『170ドルの哲学』と呼ばれているものであって、その内容はかならずしも幾何学の証明のように歯切れのいいものではない。しかしながらこのことは、青年海外協力隊の真髄にふれる部分であるので、反論は覚悟のうえ、立ち入って説明を加えておかななくてはならない。

まずいえることは、民衆を指向する協力活動はそこまで徹底しないと本物にならないということである。住まいや食べ物の面で民衆に生活を合わせるのは、彼らの哀歎を味わい、彼らの身上を汲みとるのに一番いい方法だし、実際そうすることによってしか真に彼らと交わる術はないように思われる。

民衆レベルに接してみると、その大多数が在来のしきたりと先祖以来の生活リズムで生きていくことに、なんの疑念もさしはさんでいないのにまず驚く。そういう人々にとってみれば、協力活動だといって自分たちのリズムを乱されてはかえって迷惑なのである。そんな気持ちでいる人々とのあいだに協力の実をあげようとするのだから、事はなかなかかどらない。思っていた以上の手間と時間がかかるものと肚を決め腰をすえてかからざるをえないが、そのさい一番大事なことは、相互の信頼感を培うことだ。隊員の協力活動は、信頼感をベースにしてしか成り立たないのだ。そしてその信頼感なるものは協力活動と相まち相平行して深めていくしか築きあげようのないものでもあるのだ。信頼感をかもし出しそれを深める、これは2年を通じて夢寐にも忘れることのない隊員の思いであり、その努力のなかにこそ、協力活動の真髄もあれば人間成長の秘訣もある。生活をともにすることは、そしてその過程で彼らの喜びや哀しみを味わい、彼らの心情を汲みとることは、協力活動をうわべだけのものではなく血の通ったものにするための要諦なのである。

昭和63年10月1日

## 海外手当改定基準

派遣第一課

“海外手当”とは

①現地生活費②住居費③福利費の総称。定例改定時においては左記のうち①②を扱う

<現地生活費>

(1)改定検討対象国とするか否の判断基準

- ①在外事務所から改定の要望があった場合。無ければ対象としない。
- ②現地生活費に関してのアンケートにおいて30%以上の隊員が不足感を訴えた場合(但し、30%以下であっても都市在住隊員の生活状況が逼迫していると判断される場合は考慮が必要)。
- ③月平均支出状況報告において平均95%以上の支出状況をみている場合。
- ④USドルと任国通貨の交換レートが前回調査時より5%以上変動した場合。
- ⑤物価上昇対前年度比(USドルベース)5%以上の場合。

(2)改定額の幅(何ドル上げるか、あるいは何ドル削るか)についての基準

- ①基本的には在外事務所の要望額を参考とする。
- ②為替レートによる受取額の変動については、それを調整する額に改定する
- ③物価上昇率については、在外事務所の報告を国連等の資料で査定する。

<住居費>

(1)改定対象国とするか否の判断基準

- ①在外事務所から改定の要望があった場合。無ければ対象としない。

(2)改定額の幅(何ドル上げるか)についての基準

- ①家賃の値上がり、あるいは住居費を改定しないと入居可能な住居がない場合は、在外事務所の要望額をそのまま採用する。
- ②既に隊員が自己負担している場合には自己負担をなくす額に改定する。



# 海外手当等に関する調査報告書

## 資料集

[The page contains extremely faint and illegible text, likely due to low contrast or scanning quality. No specific content can be transcribed.]

## 資料集内容

1. 青年海外協力隊資料	1
2. アメリカ・PCの海外手当	140
3. イギリス・VSOの海外手当	214
4. 韓国・KOVの海外手当	243
5. ドイツ・DEDの海外手当	253
6. フランス・AFVPの海外手当	260
7. 国連・UNVの海外手当	266
8. JOCV派遣国の各国ボランティア機関手当状況	278
9. 各国ボランティア機関比較等	338
10. JICA/JOCV在外事務所の生活手当に対する見解	355





# 青年海外協力隊資料



## 青年海外協力隊資料

- (1) JOCV資料-1: 海外手当変遷表
- (2) JOCV資料-2: 海外手当(平成8年度分)
- (3) JOCV資料-3: 国別手当・物価グラフ基礎データ表
- (4) JOCV資料-4: 国別隊員生活手当の変化グラフ
- (5) JOCV資料-5: 国別隊員生活と物価変動との関係グラフ
- (6) JOCV資料-6: 平成8年度国別生活費設定状況
- (7) JOCV資料-7: JOCV=100%とした国別比較表
- (8) JOCV資料-8: 4カ国における各機関生活手当状況と物価との関連
- (9) JOCV資料-9: JOCV=100%とした各機関の設定状況
- (10) JOCV資料-10: JOCV=100%とした各機関の生活費変化状況

協力隊現地生活手当変遷表

JOCV資料-1  
平成8年10月作成

(単位：USD/月)

派遣国名	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8		
バングラデシュ									170	170	170	170	190	190	190	200	210	230	230	240	240	250	260	260	270	270	270	270	270	270	270	280	280	
ブータン																										300	300	335	335	335	335	335	335	
カンボディア																															400	400	410	410
中華人民共和国																							300	300	300	270	270	270	270	270	270	305	350	
インドネシア																																		
ラオス																																		
マレーシア(KL)	150	150	150	150	170	170	170	170	205	205	215	235	235	245	250	255	285	295	305	315	320	330	330	340	340	340	340	340	340	360	400	400		
マレーシア(KK)	150	150	150	150	170	170	170	170	230	230	240	260	260	275	285	295	340	350	375	385	385	385	385	395	395	395	395	395	395	420	420	420		
モルディブ																																		
モンゴル																																		
ネパール					170	170	170	170	170	170	190	190	190	200	200	210	230	240	250	250	250	250	250	270	270	270	270	270	290	290	280	280		
パキスタン																																		
フィリピン	150	150	150	150	170	170	170	170	170	170	190	190	190	210	240	275	280	295	300	300	300	300	300	300	300	300	300	330	330	330	350	350		
スリランカ																																		
タイ																																		
グイエトナム																																		
ジョルダン																																		
モロッコ		150	150	170	170	170	170	170	170	180	200	230	245	265	270	310	310	320	320	320	330	350	380	380	380	380	380	380	380	380	380	410	410	
スウェーデン																																		
シリア				170	170	170	170	170	170	200	220	230	230	250	290	360	390	430	430	430	440	440	440	440	440	440	410	410	410	460	500	500		
チュニジア										180	200	230	245	260	275	315	335	345	350	350	350	370	400	400	400	400	400	400	400	400	400	420	420	
イエメン																																		
ボツワナ																																		
エチオピア						170	170	170	170	190	190	190	245	260	300	340	380	385	385	385	385	385	385	385	385	385	385	385	385	385	385	440	470	
ガーナ													280	280	280	300	375	375	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	390	390
エジプト																																		
ケニア	150	150	150	170	170	170	170	170	170	170	190	210	225	245	255	280	300	325	345	345	345	345	345	370	370	370	370	370	370	370	370	440	420	
リベリア																																		
マラウイ								180	180	180	200	200	215	235	245	270	270	315	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	330	390	390	410	410	
ニジェール																																		
ルワンダ																																		
セネガル																																		
タンザニア	150	150	150	170	170	170	170	170	180	210	230	230	250	290	375	415	430	440	440	440	440	440	440	440	440	410	410	410	410	420	460	460		
ザンビア										220	220	240	250	250	290	300	345	385	400	405	405	405	405	420	390	390	425	425	450	460	460	460		
ジンバブエ																																		
ボリビア																																		
コロンビア																																		
コスタリカ																																		
ドミニカ共和国																																		
エクアドル																																		
エルサルバドル																																		
グアテマラ																																		
ホンデュラス																																		
ジャマイカ																																		
メキシコ																																		
ニカラグア																																		
パナマ																																		
パラグアイ																																		
ペルー																																		
セントルシア																																		
フィジー																																		
P. N. G.																																		
トンガ																																		
西サモア																																		
ソロモン諸島																																		
ミクロネシア																																		
ヴァヌアツ																																		
マーシャル																																		
ハンガリー																																		
ブルガリア																																		
ポーランド																																		

協力隊住居手当変遷表

(単位：米ドル/月)

派遣国名	S63.5.17	H1.4.27	H3.5	H5.3.16	H5.6.1	H6.2.16	H7.1.4	H8.1.4	H8.4
バングラデシュ 大都市	80	100	100	110	110	110	110	115	115
バングラデシュ その他	80	60	60	80	80	80	80	80	80
ブータン フィールド			45	45	45	45	45	45	45
ブータン その他			30	30	30	30	30	30	30
カンボディア				300	300	300	300	300	300
インドネシア ジャバ、西ジャバ地域	200	200	200	200	240	240	240	240	240
インドネシア その他	130	130	130	130	200	200	200	200	200
ラオス								250	250
マレーシア 邦州、邦州	130	160	160	160	160	160	160	200	200
マレーシア 首都部	130	130	130	130	130	130	130	200	200
マレーシア その他	50	50	50	80	80	80	80	120	120
モルディブ	180	180	180	180	180	180	180	180	180
モンゴル						120		120	120
ネパール 山岳地域	65	75	75	75	75	75	75	75	75
ネパール 農村地域	45	55	55	55	25	55	55	55	55
ネパール その他	20	20	20	20	20	20	20	20	20
パキスタン								500	500
フィリピン 農村地域	180	180	180	180	180	180	180	310	310
フィリピン 大都市	130	130	130	130	130	130	130	170	170
フィリピン その他	100	100	100	100	100	100	100	100	100
スリ・ランカ 都市地域	160	160	160	160	160	160	160	160	160
スリ・ランカ その他	60	60	60	60	60	60	60	60	60
タイ バンコク地域	80	80	80	80	80	80	80	80	80
タイ その他	40	40	40	40	40	40	40	40	40
グアテマラ								360	360
ジョルダン 山岳地域		300	300	300	300	300	300	300	300
ジョルダン 山岳地域		250	250	250	250	250	250	250	250
ジョルダン その他		200	200	200	200	200	200	200	200
モロッコ 大都市	180	180	250	250	250	250	250	350	350
モロッコ その他	180	180	180	180	180	180	190	300	300
シリア	200	350	350	350	350	350	350	350	350
チュニジア	140	140	140	140	140	140	140	215	215
イエメン				300	300	500	500	500	500
ボツワナ								180	180
エチオピア	85	225	225	325	325	325	325	325	325
ガーナ	75	75	75	75	75	75	150	150	150
コートジボワール							1,000FF	1,000FF	1,000FF
ケニア フィールド、大都市	180	250	250	250	250	250	435	435	435
ケニア その他	140	200	200	200	200	200	200	200	200
ニジェール					1,000FF	1,000FF	1,000FF	1,000FF	1,000FF
ルワンダ	410	450	450	450	450	450	450	450	450
セネガル			1,000FF	1,000FF	1,000FF	1,000FF	1,000FF	1,000FF	1,000FF
タンザニア	150	150	150	150	150	150	150	150	150
ザンビア									260
ジンバブエ				315	315	315	315	315	315
ボリビア フィールド、地方都市	200	230	230	230	230	230	230	230	230
ボリビア 地方都市	150	180	180	180	180	180	180	180	180
ボリビア その他	100	130	130	130	130	130	130	130	130
コロンビア		150	150	150	150	150	150	150	150
コスタ・リカ	50	75	75	75	75	75	75	170	170
ドミニカ共和国		100	100	100	100	150	150	150	150
グアテマラ								170	170
グアテマラ フィールド	100	100	100	100	100	150	200	200	200
グアテマラ その他	100	100	100	100	100	150	150	150	150
ホンデュラス フィールド、地方都市	100	150	150	150	150	150	150	150	150
ホンデュラス その他	100	100	100	100	100	100	100	100	100
ジャマイカ			130	130	130	130	130	130	130
ニカラグア							180	180	180
パナマ						150	150	150	150
パラグアイ	100	100	100	100	100	100	100	100	100
ペルー	150	150	150	150	150	150	150	150	150
トンガ		100	100	100	250	250	250	300	300
西サモア 本島	50	100	100	100	100	100	165	250	250
西サモア 小島	25	50	50	50	50	50	160	160	160
ソロモン諸島		180	180	180	180	180	300	300	300
マーシャル					500	500	500	500	500
ミクロネシア						500	600	600	600
セントルシア								520	520
ブルガリア								200	200
ハンガリー				300	300	300	300	300	300

平成8年度JOCV海外手当(1/2)

ボランティア 派遣国名	海外手当(USドル)		現物給付の 有無
	生活費	住居費	
バングラデシュ	280\$	115\$ / 80\$	なし
ブータン	335\$	45\$ / 30\$	なし
カンボディア	410\$	300\$	なし
中華人民共和国	350\$	無し	なし
インドネシア	310\$	240\$ / 200\$	なし
ラオス	350\$	250\$	なし
マレーシア本土 及び、サバク地域	400\$ 420\$	200\$ / 120\$	なし
モルディヴ	400\$	180\$	なし
ネパール	290\$	75\$ / 55\$ / 20\$	なし
モンゴル	280\$	120\$	なし
パキスタン	380\$	500\$	なし
フィリピン	350\$	310\$ / 170\$ / 100\$	なし
スリ・ランカ	300\$	160\$ / 60\$	なし
タイ	410\$	80\$ / 40\$	なし
ヴィエトナム	400\$	360\$	なし
ジョルダン	480\$	300\$ / 250\$ / 200\$	なし
モロッコ	410\$	350\$ / 300\$	なし
シリア	500\$	350\$	なし
チュニジア	420\$	215\$	なし
ボツワナ	570\$	180\$	なし
エチオピア	470\$	325\$	なし
ガーナ	390\$	150\$	なし
コートジボアール	620\$	1,000FFR	なし
ケニア	420\$	435\$ / 200\$	なし
マラウイ	410\$	無し	なし
ニジェール	440\$	1,000FFR	なし
セネガル	430\$	1,000FFR	なし
タンザニア	460\$	150\$	なし
ザンビア	460\$	260\$	なし

平成8年度JOCV海外手当(2/2)

ボランティア 派遣国名	海外手当て(USドル)		現物給付の 有無
	生活費	住居費	
ジンバブエ	410\$	315\$	なし
ボリヴィア	360\$	230\$ / 180\$ / 130\$	なし
コロンビア	440\$	150\$	なし
コスタ・リカ	390\$	170\$	なし
ドミニカ共和国	400\$	150\$	なし
エクアドル	320\$	無し	なし
エル・サルヴァドル	400\$	170\$	なし
グアテマラ	380\$	200\$ / 150\$	なし
ホンデュラス	380\$	150\$ / 100\$	なし
ジャマイカ	400\$	130\$	なし
メキシコ	510\$	無し	なし
ニカラグア	420\$	180\$	なし
パナマ	400\$	150\$	なし
パラグアイ	360\$	100\$	なし
セントルシア	\$	520\$	なし
フィジー	400\$	無し	なし
バブア・ニューギニア	540\$	無し	なし
トンガ	400\$	300\$	なし
西サモア	410\$	250\$ / 160\$	なし
ソロモン諸島	430\$	300\$	なし
ミクロネシア連邦	500\$	600\$	なし
ヴァヌアツ	520\$	無し	なし
マーシャル諸島	700\$	500\$	なし
ハンガリー	530\$	300\$	なし
ブルガリア	340\$	200\$	なし
ポーランド	530\$	無し	なし

1) 住居費はJOCV支給上限額を記載

## J O C V 資 料 ー 3

[ 国別手当・物価グラフ基礎データ表 ]

### < 資料説明 >

本表には下記データを派遣国別に表示した。

①生活手当支給額の変化 ( U S \$ )

②元年を100%とした昭和40年から平成8年まで支給額の変動率

③平成元年から平成8年までの粗消費者物価指数 ( 出典 : 96年8月版 I M F 統計 )

④元年を100%とした平成元年から平成8年までの消費者物価指数変動率

⑤平成元年から平成8年までのExchange Rate ( 出典 : 96年8月版 I M F 統計 )

⑥元年を100%とした平成元年から平成8年までのExchange Rate 変動率

⑦元年を100%とした平成元年から平成8年までの相対的消費者物価指数

( 該当年度消費者物価指数変動率 ÷ 該当年度Exchange Rate 変動率 )





国別 手当・物価グラフ

		170	170	170	190	190	190	200	210	230	230	210	210	250	260	260	270	270.00	270.00	270.00	270.00	270.00	270.00	270.00	270.00	270.00
ハンガリー	支給額 (US\$)																	27000	27000	27000	27000	27000	27000	27000	27000	27000
	支給変化率%	62.96	62.96	62.96	70.37	70.37	70.37	71.07	71.78	83.19	83.19	83.89	83.89	92.38	95.30	96.30	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	物価変動率																	100.00	108.11	113.89	120.96	130.86	125.19	132.43	132.47	
	相対的物価指数																	100.00	109.03	67.05	109.13	98.57	100.16	106.19	104.60	
	相対的物価指数																	92.50	100.00	107.20	111.80	111.30	115.80	122.30	123.00	
	Ex Rate																	32.27	31.559	36.936	39.951	39.367	49.212	48.274		
Ex Rate変動率																	100.00	107.12	175.38	120.70	122.51	121.61	124.82	127.03		
アーン	支給額 (US\$)																	300	335.00	335.00	335.00	335.00	335.00	335.00	335.00	335.00
	支給変化率%																	100	100.00	111.67	111.67	111.67	111.67	101.33	111.67	111.67
	物価変動率																	100.00	110.03	123.81	113.23	150.20	170.52			
	相対的物価指数																	100.00	107.97	88.15	89.61	81.76	88.19			
	相対的物価指数																	93.90	100.00	112.20	126.20	111.80	135.09			
	Ex Rate																	16.226	15.205	15.715	15.913	30.193	31.371	32.127	34.115	
Ex Rate変動率																	100.00	107.38	110.16	109.73	137.45	193.26	179.95	212.25		
カンボジア	支給額 (US\$)																						400.00	400.00	1100	4100
	支給変化率%																						100.00	100.00	102.20	102.20
	物価変動率																									
	相対的物価指数																									
	相対的物価指数																									
	Ex Rate																									
Ex Rate変動率																										
中華人民共和国	支給額 (US\$)																									
	支給変化率%																									
	物価変動率																									
	相対的物価指数																									
	相対的物価指数																									
	Ex Rate																									
Ex Rate変動率																										
インドネシア	支給額 (US\$)																									
	支給変化率%																									
	物価変動率																									
	相対的物価指数																									
	相対的物価指数																									
	Ex Rate																									
Ex Rate変動率																										
オース	支給額 (US\$)																									
	支給変化率%																									
	物価変動率																									
	相対的物価指数																									
	相対的物価指数																									
	Ex Rate																									
Ex Rate変動率																										









国別 手当・物価グラフ

国名	項目	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	
モルドバ	支給額 (US\$)					110	160	193						190.00	190.00	190.00	190.00				
	支給変化率%					160	193	111.1						111.36	111.36	111.36	111.36				
	国別物価係数													100.00	101.17	101.17	101.17	101.17			
	物価係数改													96.00	100.00	119.00	131.00	141.30			
	Ex Rate													73.98	82.5	123.11	133.25	165.2			
	Ex Rate 変動率													100.00	103.22	139.16	166.72	210.30			
セネガル	支給額 (US\$)					310	310	315	315	360	365	365	335	430	430						
	支給変化率%					79.07	79.07	80.31	80.73	83.72	86.28	84.83	97.86	100.00	100.00						
	国別物価係数													100.00	100.00	100.00	107.33	102.33	102.33	105.00	
	物価係数改													100.00	100.40	98.50	98.10	97.89	123.00	133.62	
	Ex Rate													99.70	100.00	98.20	98.20	97.60	120.10	119.20	128.00
	Ex Rate 変動率													100.00	100.00	99.70	98.20	97.60	120.10	119.20	128.00
タンザニア	支給額 (US\$)		180	180	180	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	
	支給変化率%		88.89	88.89	88.89	11.16	11.16	11.16	11.16	11.16	11.16	11.16	11.16	11.16	11.16	11.16	11.16	11.16	11.16	11.16	
	国別物価係数																				
	物価係数改																				
	Ex Rate																				
	Ex Rate 変動率																				
ザンビア	支給額 (US\$)					220	220	230	240	250	290	300	315	385	400	405	405	405	405	430	
	支給変化率%					100	100	100	100	113.6	113.6	131.8	136.1	156.8	175	181.8	181.1	181.1	181.1	190.9	
	国別物価係数																				
	物価係数改																				
	Ex Rate																				
	Ex Rate 変動率																				
ジンバブエ	支給額 (US\$)														330						
	支給変化率%														90.18						
	国別物価係数														100.00						
	物価係数改														100.00	125.96	231.26	395.70	804.89	1,327.06	
	Ex Rate														85.20	100.00	133.89	173.50	223.90	273.20	
	Ex Rate 変動率														100.00	101.65	101.17	119.62	131.54	152.27	
ボツワナ	支給額 (US\$)					190	190	250	255	290	290	290	290	330	330	310	369				
	支給変化率%					32.78	32.78	69.11	71.83	80.36	80.55	80.26	80.36	80.36	91.67	91.11	100.00				
	国別物価係数																				
	物価係数改																				
	Ex Rate																				
	Ex Rate 変動率																				